

宿泊税の申告及び納入

1 申告及び納入の期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに申告及び納入を行ってください。

なお、期限後に申告及び納入を行った場合は、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

○ 備考

- (1) 月末が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が申告及び納入の期限となります。
- (2) 11月の宿泊に係る12月の申告及び納入の期限は、法令等に基づき、翌年1月4日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日）として取り扱います。

2 宿泊税の申告

宿泊のあった月における宿泊税に係る税率ごとの宿泊数、宿泊税額及び宿泊税の課税対象外の宿泊数を、宿泊税納入申告書（以下「納入申告書」といいます。）に記入の上、税務課まで提出してください。

○ 申告時の提出書類

- (1) 宿泊税納入申告書
- (2) 宿泊税月計表

※ 記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

○ 備考

- (1) 課税対象となる宿泊がない場合（納入すべき宿泊税額が0円の場合）でも納入申告書を提出してください。
- (2) 申告及び納入の期限の特例の適用を受けている場合は、1枚の納入申告書に3か月分の申告内容を記載してください。
- (3) 郵送による納入申告書の提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。

- (4) 宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金が課されることがあります。申告についてお困りの点がありましたら、お早めに税務課までご相談ください。

3 宿泊税の納入

申告された宿泊税は、金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市役所税務課の窓口で、宿泊税納入書により納入してください。

○ 備考

- (1) 金額欄は訂正できません。金額を誤って記入した場合は、改めて納入書を作成してください。
- (2) 納期限までに宿泊税を納入しなかった場合は、納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じて、延滞金が課されますのでご注意ください。